

令和7年3月13日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加 納 康 至
(公印省略)

施設整備促進支援事業に係る事業計画活用意向調査の提出について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度補正予算による厚生労働省の「医療施設等経営強化緊急支援事業」につきましては、先般、令和7年2月13日付日医発第1926号（地域）（医経）（健Ⅱ）の文書（府医からは2月14日付発出）を以て、会員医療機関への周知をお願いしたところです。

今般、そのうち「施設整備促進支援事業」について、大阪府より事業募集を開始した旨、周知依頼がありました。詳細は別添をご覧ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<問い合わせ窓口>

06-6944-9170

(大阪府 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 医事グループ)

■ 事業対象者

- (1) 令和6年4月1日から令和8年3月末までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している又は締結する見込みのある医療機関 ※該当する事業は後述の大阪府ホームページを参照
- (2) 期限までに大阪府行政オンラインシステムより「事業計画」の内容を入力、送信した医療機関

■ 手続方法

大阪府行政オンラインシステムより事業計画の内容を入力し、送信してください。

手続名：医療施設等経営強化緊急支援事業（施設整備促進支援事業）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/299df34c-c9a4-4f64-abac-e7e6adb06870/start>

■ 提出期限

令和7年3月24日（月）17時 ※期限を過ぎての提出や変更はできません。

■ その他

- (1) 事業内容は、大阪府ホームページ「医療施設等経営強化緊急支援事業」を参照

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/kokkohojojin.html>

- (2) 留意事項

- ① 調査結果については、国から都道府県へ配分される予算額の検討に使用されます。国予算に限りがあるため、支給申請額が必ず給付されることを約束するものではありません。
- ② ホームページに掲載の要綱等は、令和6年度の要綱のため、今後、国において、当該要綱が改廃された場合は、大阪府においても同様に改廃することとなります。
- ③ 国の要綱に記載されていない事項は、現時点でお答えできない状況であり、国に確認する必要があるため、回答には期間を要する可能性があります。

【担当】

大阪府医師会 地域医療1課
(06-6763-7012)